

令和4年度 茨城県農地中間管理事業評価委員会における意見書

令和4年6月24日に開催された標記委員会において、茨城県農地中間管理事業の令和3年度の実績及び今後の推進方策等に係る聴取を行い委員相互で協議したので、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づき下記のとおり意見を提出します。

今後の事業推進にあたっては、意見に十分留意され事業の推進が図られますようお願いいたします。

記

1 農地中間管理事業の取組内容の質的向上について

農地中間管理事業の活用面積は着実に進展し、取り扱い件数も増加しているが、県内全域で画一的に事業が展開されている感がある。費用対効果や一層の事業の浸透を図る観点から、ポイントを絞った取組による実績成果の質的な向上にも着目して欲しい。

例えば、土地改良整備事業実施地区での集積・集約を重点的に推進する等、機構が主体となった取組を期待したい。

2 畑地での農地集積・集約化の推進について

機構における畑の貸借は転貸実績で全体の2割に留まっており、畑地での機構利用のさらなる促進が必要と考える。

そのような中、畑地での作業性向上の阻害要因となっている境界木（空木など）の撤去を目的に地中マーカ―を埋設する取組が既に導入され、その有効性が認められている。

しかし、地中マーカ―を活用した取組は未だ限定的であることから、その実施方法や効果等を広くPRし、畑地での集積・集約化をさらに進めていただきたい。

3 県事業等を契機とした地域の話し合いの支援について

農地の交換による集約や担い手の高齢化による次の担い手への移行などを円滑に進め、効果的な農地利用のゾーニングの実現や、人・農地プランの実質化（地域計画の策定）には地域の話し合いは不可欠である。

そのため、短期間で大規模な農地の集積・集約化を達成した県の事業で得られた成果を分析して、効率的・効果的な話し合いの仕組み作りを市町村等の関係機関と協力して進めていただきたい。

4 業務量増加に伴う組織体制の整備について

貸借期間の満了期を迎え再契約手続きが集中することに加え、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う業務量の確実な増加が想定される中、県・市町村、農業団体等と協力して今後の事務手続き等を滞りなく進めることができる組織体制の早急な整備が必要と考える。